

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555 (直通)
TEL：026-238-1580 (苦情専用)
TEL：026-238-1583 (障害者総合支援専用)
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：http://www.kokuho-nagano.or.jp

信濃の介護保険

1 新規指定介護保険事業者研修会について

新規指定介護保険事業者を対象とした研修会を下記のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。参加を希望される事業所は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

開催日	場所	時間(予定)
平成30年5月30日(水)	松本合同庁舎204会議室	午後1時00分～4時00分
平成30年6月29日(金)	長野県自治会館1会議室	午後1時30分～4時30分

2 介護予防・日常生活支援総合事業における請求明細書と給付管理票の提出について

平成30年4月報酬改定により介護予防・日常生活支援総合事業のサービス種類A1、A5については、長野県内の市町村保険者においてサービス終了となっておりますので、請求時の誤りにご注意ください。

誤って請求した場合、返戻となります。

3 平成30年度介護報酬改定にかかる請求明細書の新様式について

平成30年度介護報酬改定に伴い、請求明細書(様式2、様式2-2、様式2-3、様式4-3、様式4-4、様式6、様式6-2、様式6-3、様式6-4、様式8、様式9、様式9-2、様式10)が追加・変更され新様式となりました。

紙帳票にて請求を行う事業所(免除届出書を本会へ提出済みの事業所のみ)は下記方法にて新しい様式を取得し、介護給付費等の請求を行ってください。

取得方法：長野県国保連ホームページ→様式ダウンロード→介護事業所等

→介護給付費請求書各種様式(平成30年4月以降サービス提供分)

4 平成30年度介護報酬改定にかかる同一建物減算の取り扱いについて

平成30年度介護報酬改定に伴い、訪問系サービスにおける同一建物減算が区分支給限度基準額の対象外に変更となりました。対象のサービス種類としましては、11：訪問介護、12：訪問入浴介護、13：訪問看護、14：訪問リハビリテーション、62：介護予防訪問入浴介護、63：介護予防訪問看護、64：介護予防訪問リハビリテーション、71：夜間対応型訪問介護、76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護となります。

次ページに初回加算・特別地域加算・処遇改善加算を含んだ限度額オーバーの同一建物減算の請求記載例を掲載いたしますので参考としてください。

<平成30年3月サービス分まで>

	サービス内容		サービスコード					単位数			回数		サービス単位数				公費分回数	公費対象単位数		摘要	
	1	1	4	8	6	9	2	2	1	1	1	2	4	3	1						
給付	身体介護1・同		1	1	4	8	6	9	2	2	1	1	1	2	4	3	1				
	特別地域訪問介護加算		1	1	8	0	0	0	3	6	5	1		3	6	5					
	訪問介護処遇改善加算II		1	1	6	2	7	4	2	6	7	1		2	6	7					
<p><特別地域訪問介護加算の対象となるサービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体介護1同(同一建物減算も含まれている) <p><処遇改善加算の対象となるサービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善加算以外のサービス 																					
<p>特別地域加算計算対象となるサービスコード(11-4869)のサービス単位数に、率(15%)を乗じて求める(小数点以下四捨五入)</p> $2,431 \times 0.15 = 364.65 \approx 365$																					
<p>限度額管理対象単位数が計画単位数を超えているため、計画単位数と処遇改善加算以外の限度額管理対象外のサービス単位数を集計し、率を乗じて求める(小数点以下四捨五入)</p> $(2,300 + 365) \times 0.1 = 266.5 \approx 267$																					
請求額集計欄	①サービス種類コード/②名称	1	1	訪問介護																	
	③サービス実日数	1	1	日																	
	④計画単位数			2	3	0	0														
	⑤限度額管理対象単位数			2	4	3	1														
	⑥限度額管理対象外単位数				6	3	2														
	⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数)+⑥			2	9	3	2														
	⑧公費分単位数																				
	⑨単位数単価	1	0	0	0	円/単位								円/単位				合計			
	⑩保険請求額		2	6	3	8	8														
	⑪利用者負担額			2	9	3	2														
	⑫公費請求額																				
	⑬公費分本人負担																				
	<p>今般、区分支給限度額の対象外となった同一建物減算の取扱いを明確化したところであり、これを踏まえて、従来から区分支給限度額の対象外である特別地域加算等の取扱いについても明確化したものである。</p>																				

<平成30年4月サービス以降>

	サービス内容		サービスコード					単位数			回数		サービス単位数				給付				
	1	1	1	1	1	1	2	4	5	1	1	2	6	9	5						
給付	身体介護1		1	1	1	1	1	1	2	4	5	1	1	2	6	9	5				
	同一建物減算(-10%)		1	1	X	X	X	X				1		-	2	7	0				
	特別地域訪問介護加算		1	1	8	0	0	0	3	6	4	1		3	6	4					
	訪問介護処遇改善加算II		1	1	6	2	7	4	2	3	9	1		2	3	9					
<p><特別地域訪問介護加算の対象となるサービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体介護1 ・同一建物減算(-10%) <p><同一建物減算の対象となるサービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体介護1 <p><処遇改善加算の対象となるサービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善加算以外のサービス 																					
<p>同一建物減算の計算対象となるサービスコード(11-1111:身体介護1)のサービス単位数に率(-10%)を乗じて求める。(小数点以下四捨五入)</p> $2,695 \times (-0.1) = -269.5 \approx -270$																					
<p>特別地域加算計算対象となるサービスコード(11-1111)のサービス単位数と同一建物減算のサービス単位数に、率(15%)を乗じて求める(小数点以下四捨五入)</p> $(2,695 + (-270)) \times 0.15 = 363.75 \approx 364$																					
<p>限度額管理対象単位数が計画単位数を超えているため、計画単位数と対象となる全ての限度額管理対象外のサービス単位数を集計し、率を乗じて求める(小数点以下四捨五入)</p> $(2,300 + 364 - 270) \times 0.1 = 239.4 \approx 239$																					
請求額集計欄	①サービス種類コード/②名称	1	1	訪問介護																	
	③サービス実日数	1	1	日																	
	④計画単位数			2	3	0	0														
	⑤限度額管理対象単位数			2	6	9	5														
	⑥限度額管理対象外単位数				3	3	3														
	⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数)+⑥			2	6	3	3														
	⑧公費分単位数																				
	⑨単位数単価	1	0	0	0	円/単位				円/単位				円/単位				合計			
	⑩保険請求額		2	3	6	9	7														
	⑪利用者負担額			2	6	3	3														
	⑫公費請求額																				
	⑬公費分本人負担																				
	<p>特別地域加算計算、同一建物減算と処遇改善加算のサービス単位数を集計して求める</p> $364 + (-270) + 239 = 333$																				

今回の記載例ですが、WAM.NET(独立行政法人福祉医療機構ホームページ)の厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料」に掲載されています。その他の記載例や様式等も掲載されていますのでご確認ください。

平成30年4月請求分の支払日は5月30日(水)、6月請求分の締め切りは6月10日(日)です。